

声 明

生存権を守るための行政処分取消請求訴訟 和歌山地裁判決について

2023年（令和5年）3月24日
和歌山生存権裁判原告団
和歌山生存権裁判弁護団
生存権裁判を支援するわかやまの会

本日、和歌山地方裁判所民事部合議C係（高橋綾子裁判長）は、生活保護基準引下げ処分の取り消しを求めた原告らの請求を認容する判決を言い渡した。

本件生活保護基準の引下げは、自由民主党生活保護に関するプロジェクトチームの座長であった世耕弘成参議院議員（参議院和歌山選挙区選出）が中心になって取りまとめた「生活保護費の10%削減」の公約をそのまま具体化したものであり、生活扶助基準を最大10%、平均6.5%、全保護世帯の96%が引き下げとなる過去に例を見ない大幅削減であった。

しかし、憲法25条1項は、すべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障しており、本件生活扶助費の大幅削減は保護受給者の生存すらおびやかすものである。そこで、全国で生活保護受給者の1000人以上が原告となり29地裁に本件扶助費引下げ処分の取り消しを求め提訴した。本裁判は、和歌山市と国を被告として生活保護受給者10名が原告となった裁判である。

昨日までに全国で、大阪地裁、熊本地裁、東京地裁、横浜地裁及び宮崎地裁で原告らの請求を認容する判決が出されていたが、和歌山地裁はこれに続く勝訴判決である。

本判決は、原告らの置かれてた厳しい生活実態を受けとめ、厚生労働大臣が削減額670億円の中の580億円削減の根拠とした「デフレ調整」について、原告らが指摘していた①生活保護基準部会に諮ることなく扶助基準の引下げを決めたこと、②これまでに物価変動率を基礎とした扶助基準の改定はされたことがなかったこと、③特異な原因で物価上昇をもたらした平成20年を起点として物価変動率を捉えることは不合理であること、④「生活扶助相当CPI」によるデフレ調整は不合理であり、外部の専門家による統計等の検証を得ていないこと、⑤平成21年から23年にかけてテレビ、パソコン等の耐久消費財の物価下落があっても、生活扶助受給世帯の可処分所得の実質的变化をもたらさないこと等の不合理性について検討し、生活扶助基準の改定に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があり、裁量権の逸脱、濫用があると判断した。また、90億円削減の根拠とした「ゆがみ調整」についても、増減効果を2分の1に圧縮する処理をしたこと等について厚生労働大臣が専門的知見に基づく適切な分析、検討を怠っておりその判断の過程及び手続に過誤、欠落が認められると判示した。

私たちは、和歌山市に対し控訴しないことを求めるとともに、国に対し、本判決を重く受け止め、本件生活扶助基準の引下げをされたすべての受給者に対してすみやかに引下げ分の給付をし、生活保護行政を憲法25条に即して改めて見直しをするよう求める。

以 上